

なかとんべつ 町議会だより

Volume

164

平成21年7月10日発行



牧草の収穫はコトラクター（請負組織）利用組合が担う時代へ！
「楽農」の実現に向けて導入された自走式ハーベスター

第2回定例会議決結果・環境基本条例	3
私たちの一般質問	4
議案審議のあらましと請願・意見書	10
所管事務調査報告	11
第4回・第5回臨時会	12
議員だより～私の思い～	13
議会の動き・管内議員研修会・あとかき	14

環境基本条例を修正可決
国の景気対策交付金で一般会計予算30億円突破！

発行 中頓別町議会
編集 議会広報編集特別委員会
お問合せ／北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

環境基本条例を修正可決

開拓百年記念事業費を盛り込んだ補正予算は原案可決！



第2回 定例会

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道

「そらや自然学校」の運営、新型インフルエンザ対策

市町村合併の終結と権限委譲など6議員が一般質問

平成21年第2回定例会が、6月1日から2日まで2日間の会期で開かれ、審議が順調に進んだため、会期を1日残し閉会しました。

冒頭の行政報告で野呂町長は、農業生産活動の向上を図るための支援組織である「中頓別町コントラクター利用組合」（表紙写真参照）の設立と道北地域へのドクターヘリの運航が今年10月から始まることを報告。

昨年12月14日の第4回定例会に提案され、いきいきふるさと常任委員会に審査を付託されていた「中頓別町環境基本条例」は、前文を大幅に修正した修正案が報告され、全会一致で可決されました。

常任委員会では、条例案全体を見直した結果、原案にはない「生物多様性基本法」の考え方や環境審議会の設置、条例の真意を伝えるため、こどもたちへの環境教育が欠かせないと判断。これまでの委員会での審査結果に応え、その意向を十分に尊重することを求める附帯決議を全会一致で可決しました。これを受けて執行側では、今後、自主的に条例本文を見直し、次回定例会に再度提案を行なう予定です。

引き続き、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道や「そらや自然学校」の運営、町の諮問機関のあり方などについて、6議員が一般質問を行いました。

町長から提案された一般会計補正予算など、2件の補正予算案はいずれも原案どおり可決。

中頓別校長会などから提出された「北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願」、「宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願」、同趣旨の意見書を全会一致で可決し閉会しました。

第2回定例会で 決まりました



議決結果の一覧

- 承認第1号 専決処分承認（平成20年度一般会計補正予算3月31日専決）
 - 承認第2号 専決処分の承認（医療機器購入契約の締結について3月25日専決）
 - 議案第1号 平成21年度一般会計補正予算
 - 議案第2号 平成21年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算
 - 議案第3号 中頓別町環境基本条例（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
 - 請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願
 - 請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願
 - 発議第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書
 - 発議第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書
- ※以下は、報告案件です。
- 報告第1号 中頓別観光開発株式会社経営状況報告
 - 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告
 - 報告第3号 平成20年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- ※ ○は可決または採択

中頓別町環境基本条例（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）のあらまし

環境基本条例は、昨年の第4回定例会で町長から提案され、いきいきふるさと常任委員会（柳澤雅宏委員長）に付託され、約半年にわたり慎重に審査が行われてきました。

常任委員会では、全41条に渡る条例案全体を見直し、修正案をつくりました。

とくに前文の修正については、行政の諮問機関である「中頓別町環境基本条例検討懇話会」（西浦岩雄座長）が答申した珠玉の言葉を極力生かしつつ、本条例の必要性と背景を謳（うた）い、大人をはじめ、若い町民にも読み解けるよう工夫を重ねました。

また、次代を担う子どもたちに向けては、今後の環境教育の中で条例の真意をわかりやすく伝えていく必要があることを重視。昨年町が実施した頓別川水系の生態調査の結果や国の新しい環境政策にも着目し、生物多様性基本法の考え方をはじめ、環境審議会などを必置事項として盛り込んでいきます。

本来なら、条例全体を修正すべきところですが、執行側の都合等を考慮し、今回は前文及び附則（公布日）の修正にとどめました。

常任委員会では、これまでの委員会での審査結果に応え、その意向を十分に尊重した条例本文の改正案を返球するように求め、附帯決議を全会一致で可決し、審査を終りました。

中頓別町環境基本条例（前文）

私たちのふるさと中頓別は、敏音知（ピンネシリ）岳を中央に天塩山地と北見山地に囲まれています。

町の木・アカエゾマツの繁る森からしみ出た一滴の水は、幾筋もの清流に姿を変え、やがて母なる頓別川となって大地を潤しています。

この森と川の恵みは、生命（いのち）の揺りかごとなってサクラマスやヤマベ、カワシンジュガイに象徴される多種多様な生態系をつくりあげるとともに、美しい四季の変化を演出し、活力ある農林業と人々の健やかな暮らしをささえています。

しかし、ゆきすぎた資源・エネルギーの消費と日々生み出される膨大な廃棄物は、環境の持つ復元力を超え、私たちの生存を脅かし、子どもたちの未来にまで大きな負の遺産を残そうとしています。

いまこそ、先人たちの英知に学びながら、生きとし生けるものが共生できる持続可能な循環型社会を実現するための行動が求められています。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利（環境権）を有するとともに、恵まれた自然をより豊かなものとして次の世代に手渡す責任と義務をあわせ持っています。

町民一人ひとりが、全ての生物のよりどころである地球の生態系の一員として、かけがえのない環境の保全と創造に積極的に取り組むため、この条例を制定します。（公布の日から施行）



地域活性化・生活対策事業で購入した国保病院のCT装置

ここが聞きたい、知りたい

私たちの一般質問

第2回定例会では、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道や「そうや自然学校」の運営、町の諮問機関のあり方などをめぐり、6名の議員が一般質問を行いました。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道は財政再建に！

藤田首健

問 1億7千万円を町民負担の削減に

本町は、財政健全化法により平成20年度決算で破綻一步手前の早期健全化団体となるのは必至である。

多くの自治体で起きている財政危機の主な原因は、第一に90年代に国主導で進めた公共事業の地方債償還が重くのしかかっていること、第二は三位一体改革により国の財政再建を優先させて交付税などの財源を削減したことが大きい。政府は、百年に一度の未曾有の経済危機と称して、昨年度から大型補正予算により景気対策を進めている。

バラマキとも揶揄（やゆ）されているが、今年度もその一環として総額1兆円にも上る地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設され、本町には1億7千万円が配分される。

この使い道については、内需拡大を意識して地球温暖化や少子高齢化社会への対応、救急、救助体制の整備などの事業例が示されているが、今後の景気の動向が全く不透明な状況であり、本町では極力、新規事業ではなく、現在総合計画に搭載されている既存事業を前倒して行うための財源として使うべきである。

現在抱える巨額の借金を住民が背負う状況を少しでも早く解消する責任が町長と議会にはあり、一年でも早い早期健全化団体からの脱却、公債費負担適正化計画期間の短縮につながる方針を持つべきではないか。

答 野邑町長

この交付金の目的は経済危機対策として講ずる景気対策に対して自治体の負担を軽減するためのものであり、本町としても基本的にはこのような趣旨を踏まえつつ、かつ安易な公共事業等を行い、結果として将来の負担が増加することがないように配慮しながら、必要不可欠な社会資本整備の前倒し等の事業に交付金を活用して地域活性化や財政健全化に貢献をさせたいと考えている。

補助事業の裏財源として使える部分、起債借入れを予定している部分に対してこの交付金を使う余地はほとんどない。そういう意味では、いま総合計画に載っている事業、または載っていない事業であっても、ここ数年以内に改修の必要が生じるようなものに使っていったら、一般財源をいかにして減らしていくかということを中心に活用策を今後検討しなければならぬ。

平成22年度の決算時点で財政健全化法の早期健全化団体をクリアできるとの見込みを持っているが、この交付金については、有効に活用したい。お金を借りて事業をするのではなく、この交付金を使って前倒しして事業を行う方針で将来大きな町債借入れをしないで済むような方向性を検討していきたい。

条例に基づかない諮問機関設置は違法！

柳澤雅宏

問 諮問機関のあり方について

環境基本条例や自治基本条例など町の重要な条例の策定に当たり、住民による諮問機関を設置することが多くなっている。住民感覚や目線を立法に生かすことは大切ではあるが、専門的知識を持つ学識経験者の少ない本町において、条例策定を丸ごと諮問機関にゆだねるのは無理があると考ええる。諮問機関の乱立は執行機関の拡張につながることから、一定の歯どめが必要ではないか。

これらの諮問機関が地方自治法上の附属機関と位置付けられるなら、同法第138条の4第3項により、条例による設置が必要である。

これらの委員は非常勤職員ではないのに報酬が支払われているが、違法ではないか。

答 野邑町長

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自己決定や自己責任の強化、機関委任事務の廃止、規制緩和等によって自治体政策の決定方法が大きく変化し、情報の共有や住民参加により地域づくりを行う仕組みが一般的になった。本町もこれを目指し、主要な施策については各種審議会を設置し、諮問をしてきた。しかし、専門的知識を持つ学識経験者の確保が難しい面もあり、住民のまちづくりへの参加権利を侵害しない範囲で検討していきたい。

地方自治法では、法律、または条例により諮問機関等を置くことができるということであり、諮問機関を置く場合は条例で制定するのが正しいスタイル、やり方だと改めて認識させていただいた。謝罪し、今後二度とこういうことがないように改めて地方自治法等の精査をしていきたい。

新型インフルエンザ対策は万全か？

柳澤雅宏

問 感染者発生時の危機対策は？

メキシコで発生した新型インフルエンザが国内でも急速に拡大している。本町でもいつ感染者が出てもおかしくない状況にあり、町民の感染に備えてどのような対策をとられているのか、次の点を伺う。

新型インフルエンザ感染の発見体制は確立されているのか伺う。

また、感染者が確認された場合の感染者や町民に対する危機管理の対応はどうなるのか。とくに集団生活をしている長寿園、天北厚生園などの対応はどうなるのか。

答 竹内保健福祉課長

海外渡航者や感染者との接触等により発熱した方や新型インフルエンザが疑われる方は稚内保健所に設置された相談窓口及び発熱相談センターに連絡していただくことを旬報やチラシ等で町民に周知し、感染者の発見に努めている。

感染症対策について自治体は国、道と一体となった取り組みが求められることから、町国保病院、関係機関等と感染の疑いのある人が出た場合の診療場所、入院対象者等について協議を行ってきた。

答 青木国保病院事務長

本町で感染者が発生した場合は、稚内保健所から国保病院に連絡が入る形になっている。その時点で病院と患者とが相談をして診察に当たることになる。

診察は、病院の中とはならないので、車の中、あるいは保健センターを診療所にして、待機をさせていただき、医師が向かって診察をするという考え方に立っている。重症患者については、当院での入院にはならず、隔離病棟を持つ稚内市立あるいは名寄市立病院となり、保健所と相談しながら対応することになる。

長寿園、天北厚生園の関係では、感染の疑いのある方との接触を避けるということが大切で、予防を徹底していただくよう確認されている。



グループ制と窓口サービスの両立を！

退職者の補充、前向きに！

本多夕紀江

問 グループ制導入で住民サービスは向上したか

①平成16年から現行のグループ制が導入されたが、窓口サービスで、住民の利便性は向上したと言えるのか。担当者がいなくて対応できない実態はないか。
 ②行政には、必要な職員数を配置すべきと思うが、退職者の補充をどのように考えているのか。保健・医療・福祉の充実のため、保健師はぜひ補充すべきではないか。

答 野邑町長

①職員窓口での対応が悪いとの情報を直接いただければ、私から注意をしたい。
 係制であるのがグループ制であろうが、細かい中身については、直接の担当者がいないとわからないのは当然と思う。できるだけ住民サービスの低下を招かないように、それぞれの課の中で課長等が十分リーダーシップを発揮して補充し合うようにしていくことが目標である。グループ制については今の規模が妥当なのかどうか、検証していく必要性はあるが、当分の間、現在の規模で続けていきたい。
 ②今現在、退職予定者は、勸奨退職と来年度退職を迎える職員を合せて8名ほど予定されている。何名を補充するかについては、それぞれの係、またはこども館からの異動などを総合的に勘案した中で最低限の人数を採用したいと考えている。
 保健師も1名退職されるが、今の人口規模、戸別訪問等を十分して住民の期待にこたえているのかどうか、そういう面も総合的に勘案した中で今後検討したい。保健師を採用するかしないかの結論を出しているわけではない。

そうや自然学校のめざすものは？

本多夕紀江

問 そうや自然学校の運営について

そうや自然学校に約3千万円をかけて宿泊施設等が整備されることが決まったが、次の点を伺う。
 ①今後の事業内容と平成20年度の利用実績を伺う。
 ②宿泊料金等も含めて運営の収支をどのように考えているのか。維持管理費用だけでも事業収入で賄うべきではないか。
 ③今後の運営体制とめざす方向性について伺う。

答 小林まちづくり推進課長

①長期的な展望が明確になっていないが、国の景気対策の一環である地域活性化・生活対策臨時交付金により想定より早く施設整備をすることにした。
 改修工事は8月に完了予定であり、22年度から本格的に宿泊体験事業の受け入れができるようカリキュラムを整え、早くから周知、宣伝に努めたい。
 宿泊施設は、宿泊室3室、マットレスに寝袋を使用する。管理人は常駐せず、スタッフが必要な都度宿直する体制をとりたい。食事は、自炊が基本だが、朝食をピンネシリ温泉でも取れるよう協力要請している。
 事業は主にこども向けであり、近隣の小中学校には出向いて宣伝し、遠方へのPRは、ホームページなどを活用したい。20年度の実績は、50事業で延べ1,471名の利用があった。
 ②今年度は、料金体系を現行のまま据え置き、来年度以降、新たな使用料を定めて一定の収益性を確保したい。その上で使用料で賄うべき範囲を整理したい。
 ③22年度の収益力なども勘案した上で、23年度以降に新たな運営体制を構築すべく検討していきたい。
 専任スタッフ養成のため、地域の中の協力者（生活職人）を確保したい。同校がめざすのは、自然を生かした質の高い交流、学びが体験できる場の提供である。

グループホーム利用者の就労確保に支援を！

東海林 繁 幸

問 グループホーム開設後の実態は？

4月に開設したグループホームについて伺う。
 ①利用者の就労状況、就労先、月額給与等の状況と利用者の負担する経費の内容を伺う。
 ②グループホーム運営経費の大まかな内容を伺う。
 ③スタートからこれまでの課題はないか。今後グループホームを将来にわたり維持するため、町としてはどうかかわり方をしているのか。

答 竹内保健福祉課長

①入居者の就労状況は、9名全員が一般就労である。就労先は、社会福祉法人南宗合福祉会で7名、商店で2名である。一般就労による月額給与は、平均6万円程度と聴いている。

利用者負担額は、応能負担制度による程度区分によりおおむね1割の負担額と特定費用、給食費、共益費、家賃負担で約4万9千円から5万9千円程度である。特定費用は、月ごとの精算制である。

②一体型指定共同生活事業所としての運営経費は、天北厚生園での推計によると、介護給付費、訓練等給付費、利用者負担等で668万円、特定費用で529万円、年間総額1,197万円程度である。内訳は、人件費が歳出総体の46%で551万円、事務費が16%で191万円、事業的経費が38%で455万円を見込んでいる。

③現在入居されている方については、就労先が確保され、現状での課題としては特にない。
 今後は、地域移行が目標であり、運営経費は別として、就労確保にできるだけの援助をしていかなければならないと考えている。

そうや自然学校の宿泊料金は今年から適用すべき！

東海林 繁 幸



宿泊施設の改修工事が進む「そうや自然学校」

問 そうや自然学校の運営について

急に宿泊施設を整備することになったが、社会教育担当者にとっては、願ってもないことだと思いが、教育カリキュラムの編成などで苦心すると思うが、その内容を現時点でどのように考えているのか伺う。経済効果や教育効果も期待されるが、事業効果をどう読んでいるのか伺いたい。
 夏休みの最中である7月末頃に改修工事が完了予定であり、その時期までに新料金を設定して活用を見込まなければならぬのに、取り組みがないのはおかしいのではないか。

答 小林まちづくり推進課長

すでにある「そうや自然学校経営計画」の中には、宿泊研修施設について含まれていない。今後宿泊施設に対応する新たな事業計画を策定したい。

事業効果については、22年度予算に向けて料金体系を含め直しを図り、新たな長期的利用計画及び各年度の経営計画を定めていきたい。

経済効果、教育効果では、現段階の計画は、日帰り中心の事業であり、宿泊施設型の利用形態を踏まえた経済効果の策定には至っていないので、できるだけ早目に定めていきたい。

答 野邑町長

今年度については現行の利用料を決めて、それぞれの関係団体にすでに周知をしている経緯がある。

今年は今までの料金で使用してもらい、来年からは新しい料金になることを周知していきたい。今年をサービス期間と理解していただきたい。

観光ゾーンから廃屋等の撤去を！

西原 央 騎



敏音知岳登山マラソンには町外から多数の参加者が、廃屋の撤去は観光地の条件

問 空き家や放置車輛の撤去について

本町は、人口減等に伴い、道路わきに空き家が目立つ。また、河川わきや牧草地などには使われていない車両などの放置が見られる。建物などの撤去については、所有者が遠方へ転居したり、世代が変わると整理することが困難になる。景観政策として助成制度を設け、積極的に放置建造物等（空き家、車両、粗大ごみ等）の撤去に取り組むべきではないか。また、観光やおためし暮らしに取組む地域として敏音知地区などから放置建造物等の撤去に取組むべきではないか。

答 小林まちづくり推進課長

放置された建造物等については、平成12年制定の「廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」で空き地、空き家の管理に関する義務が明記され、13年には「廃屋解体除去助成条例」を定めて5年間の時限立法期間中に37件の廃屋が解体除去されている。

しかし、ご指摘のとおりいまだに解決できないものが多くあるのが実態である。これらの問題については、一義的に土地の所有者、管理責任者において適切に管理すべきであるが、公共的な意味（環境美化）なども含め、解決方法について、庁内で改めて検討したい。

傷みのひどい観光看板の撤去急げ！

西原 央 騎

問 公共施設誘導看板について

平成19年12月の定例会で公共施設の誘導看板（サイン）の整備、補修をするべきと質問したところ、「調査チームをつくり、職員で取り組む」と明確な答弁が町長からあった。しかし、平成21年度になっても何一つ変わっていない。

①劣化して読めないものだけでなく、放置され、危険物となりかねない看板もある。観光客が訪れる7月中旬までに国道沿いの数点だけでも整備、補修、あるいは撤去する必要はないか。

②行政が取り組まない、あるいは取り組めないのであれば、住民活動として有志グループを募り作業を行いたい。そのような住民活動と協働し、または支援をしていく考えがあるか何う。

答 小林まちづくり推進課長

①町内の看板については、一昨年に全町調査を実施し、台帳を作成し、昨年には観光協会にも協力をいただきワークショップを行い、問題点等の洗い出しを行ってきた。現時点では、その結果に基づき改善には着手できていないが、財源等を踏まえながら、順次できるところから手をつけていきたい。ただ、ご指摘の国道沿いの看板や危険と判断される看板については、速やかに対応したいと思う。

②行政として取り組まないということではなく、観光事業の中でも優先順位をつけながら順次取り組んでいくので、もう少しばらばら時間的な猶予をいただきたい。それでは遅過ぎるということから、有志の方が取り組まれるなら積極的に協議、対応したい。

市町村合併終結後のわが町の分権方針は？

星川三喜男

問 合併の終結と権限委譲について

先般、国の地方制度調査会が、平成の大合併を進めた市町村合併特例法の廃止を求めたことが報じられた。

本町の5月末の人口は2,037人。幌加内町、お隣の中川町に続き全道で3番目に人口の少ない町であり、まもなく2千人の大口を切るのではないかと危惧している。

小規模自治体が生き残るためには、町職員が自立の気概と責任を持ちまちづくりに邁進することが求められる。

道が持つ4千項目の権限のうち、財政難や職員不足などの自治体の体力差、分権に対する温度差があるものの、本町では平成18年度から21年度までに合計94項目の移譲を受けている。今後、権限移譲についてどのような方針で臨むのか。

住民に身近な行政として、道道と町道の一体的な除雪は、財源さえくれば十分可能であり、効率もよくなると思うので、権限移譲を申し出てはどうか。また、今後、本町の財政再建が計画どおり進まない場合、権限返上（逆提案）は考えられないか。

答 野邑町長

北海道は道州制、地域主権型社会をめざして、市町村への事務権限移譲の方針を示している。

権限移譲の重点項目は、それぞれの地域ごとに異なるが、それが住民の利便性を高めるものかどうかについては若干疑問もある。ただし、住民の意向調査を行って権限委譲の対象を決めることは、財源や人的な問題があり難しい。

道道の除雪体系の権限移譲については、短い路線だが過去に道から話があった。担当者に権限移譲があり得るかどうか調査をさせたい。

権限移譲の逆提案については、今後、地域の実情に応じて市町村間の共同や相互補完など、支援・協力の枠組みをつくっていく必要がある、生き残っていく一つの手法論として新たな相互連携の仕組みを検討していくということをご理解いただきたい。

おためし暮らしと観光の両立を！

西原央騎

問 移住定住「おためし暮らし」について

本町に暮らし移住、定住を考えてもらう「おためし暮らし」は、応募者が多く、可能性には期待しているが、施設利用には疑問が残る。

おためし暮らし参加家族の宿泊予定施設としては、旧教職員住宅などの利活用や観光閑散期（7～8月以外）のコテージ活用が想定されていた。しかし、今年の夏休み期間については、コテージ4棟のうち2棟がこれにあてられ、町内の宿泊施設が減る中、観光客はもろろん町民も親戚や知人の宿泊先としての利用は難しくなる。

7～8月で延べ150人が宿泊できなくなる可能性があり、本町の交流人口に与える影響は大きい。

おためし暮らしの今後の施設利用の方向性と「何年に何組の移住者を目指すのか」具体的な数値目標を伺う。

答 小林まちづくり推進課長

おためし暮らしは、移住促進の目的で始めたが、観光や避暑を目的とする長期滞在型の利用申し込みがあったことから、交流人口の拡大及び閑散期の観光施設の有効活用につながるかと判断し、管理している観光協会と協議しながらコテージの活用を図ってきた。

コテージの稼働率を最大限引き上げる方策として長期滞在を優先するように働きかけてきた結果だが、ご指摘のようなど批判も重く受けとめたいと思う。

今後のおためし暮らしについては、これまで利用してきたコテージや敏音知地区の住宅のほか、中頓別市街地やその周辺での空き家等の活用を考えている。

これまでの3年間の取り組みで、今年ようやく1件の移住が決まったが、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」があつてのことでもあり、具体的な数値目標を立てることは難しい。当面、1年に1組以上を目標に移住や二地域居住につながるよう取り組んでいきたい。

議案審議のあらましと採択された請願・意見書

○承認第1号 専決処分の承認(平成20年度一般会計補正予算3月31日専決)

平成20年度歳出予算を21年度に繰越して使うための繰越明許費の専決処分です。

繰越した歳出予算の内容は、国の地域活性化・生活対策交付金事業のうち、医療機器(X線CT装置)、そうや自然学校宿泊研修施設整備事業、廃プラスチック類分別処理施設整備事業、神崎牧場牧草地維持事業、町有林枝打事業などにかかる総務費委託料、工事請負費、備品購入費です。

○承認第2号 専決処分の承認(医療機器購入契約の締結について3月25日専決)

平成20年度の国の地域活性化・生活対策交付金事業で医療機器(X線CT装置・3千7百87万8千750円)を購入するにあたり、本来なら契約締結前に議会の議決が必要ですが、これを担当者が失念したために、やむなく町長が専決処分を行い、これを承認したものです。

○議案第1号 平成21年度一般会計補正予算

自治基本条例策定委員の報酬、地域新エネルギービジョン策定委員の報償費、開拓百年記念事業費、衆議院議員選挙費など、合せて3千7百17万9千円を追加した補正予算です。

【主な質疑】

●西原議員
新エネルギービジョン策定の目的はなに

か。
○小林まちづくり推進課長

本町における自然エネルギーの自給や企業化、雇用の創出を目的とし、バイオマス(農業副産物、牛糞・ペレット等)資源の調査を行うものである。

●東海林議員

開拓百年記念事業の芸術鑑賞事業とはなにか。

○柴田教育次長

札幌交響楽団による公演である。

●柳澤議員

自治基本条例策定委員は「報酬」、地域新エネルギービジョン策定委員は「報償費」で組まれているが差異があるのか。どちらも、委員会の設置条例がないので支出できないのではないのか。

○野邑町長

一般質問でもお答えした通り、両者は附属機関なので、条例制定が前提である。報償費の支出については、条例による設置を必要としないと認識している。

○小林まちづくり推進課長

前年度、報酬と計上したものが、報償費になっている事実をいまの指摘で把握した。善処したい。

○議案第2号 平成21年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算

前年度の賦課保険料の還付金として9万3千円を追加する補正予算です。

○請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願

今年3月、国の「へき地教育振興法施行規則(へき地級地基準)」の一部が改正されたことに伴い、道教育委員会・道人事委員会は、北海道における規則の見直しを予定しています。

改正された国の「基準」を道内に機械的に適用した場合、大幅な級地ダウンを招き、現状の都市部との格差をいっそう拡大することが危惧されるため、北海道のもつ広域性・厳しい自然条件を十分に踏まえ、運用することを求める請願です。

【請願者】中頓別町校長会 会長 藤田功、中頓別町教頭会 会長 井村雅彦、中頓別町PTA連合会 会長 桑原政美、中頓別町教育研究会 会長 藤田功(敬称略)

【紹介議員】本多夕紀江、村山義明

○請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願

請願第1号と同様に、道教委は、来年1月の改訂に向けて「へき地指定見直し」の作業を始めており、本町、さらには宗谷の教育条件を守るために、都市とへき地の相対的な格差を反映したへき地基準となるよう要望する請願です。

【請願者】宗谷教職員組合中頓別支部 支部長 齋藤千智、北海道教職員組合宗谷支部中頓別支会 支会長 山口雅司(敬称略)

【紹介議員】本多夕紀江、村山義明

○北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書

○宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書

請願第1号、第2号が採択されたことにより、同趣旨を知事などに求める意見書です。

【提出先】北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長

【発議者・賛成者】本多夕紀江、村山義明

いきいきふるさと 常任委員会 所管事務 調査報告



夜の常任委員会で「公立病院改革プラン」を調査

いきいきふるさと常任委員会では、閉会中の所管事務調査の結果を柳澤委員長が、6月1日の本会議で報告。その概略をお知らせします。

■子ども館の運営について

平成21年度の子ども館の運営状況は、約2千3百万円の超過負担（赤字）となる見込みであるが、前年度に比べ収支は約1千万円近く改善される見通しである。

これは、長時間利用児に係る保育料を今年度から大幅に引下げたことにより、短時間利用児等の保育所入所（移動）が誘発され、交付税の大幅増に直結したことが大きな要因である。

子ども館には、年度当初で9名の短時間利用児（幼児クラブ）がいるほか、町内には、市街地から離れた送迎が必要な地域にいる保育対象者もおり、これらの保護者に保育所への入所勧誘を図るとともに、引き続き、国等に対して保育所型認定子ども園への交付税措置の充実を要望すべきである。

■ふるさと雇用再生特別対策事業

・緊急雇用創出事業について

本町が実施する国のふるさと雇用再生特別対策事業・緊急雇用創出事業について調査し、意見をまとめました。

ふるさと雇用再生特別対策事業のうち、「なかとんべつ・森の癒しとヘルスツーリズムプロジェクト推進体制整備事業」について、森林療法活動が地域医療に影響を及ぼさないよう、事業委託先（NPO法人中頓別森林療法研究会）の事務局体制の充実を図り、同法人の代表者である国保病院長の負担を軽減すべき。また、3年の雇用創出期間を過ぎた場合、事業が立ち消えてしまう可能性があり、その後の雇用を継続するためには、収益が生まれる事業展開が必要であり、町は総合計画に位置付けるなど、長期的展望を示すべき。

地域資源を生かした社会的起業家（ソーシャルファーム）創出事業についても同様である。

■国保病院の運営について（公立病院改革プラン）

国が示した「公立病院改革ガイドライン」により作成された『中頓別町国民健康保険病院改革プラン』について担当者から説明を聴き、意見をまとめました。

改革プランでは、現行の病院規模・形態（病床数50、内科・外科）を当面見直すことなく、平成23年度までの収支計画が立てられており、一般会計等からの繰入金は減少していく見通しであることから今後の運営に期待したい。

また、「保健・医療・福祉」を包括的に検討する組織をできるだけ早く立ち上げ、連携協議に早急に取組むよう求める。

次の所管事務調査

いきいきふるさと常任委員会は、第3回（9月）定例会までに、次の事項の調査を行います。①そうや自然学校の運営（現地視察含む）、②自治基本条例等、③環境基本条例・環境基本計画等、④財政健全化、⑤鍾乳洞の活用、⑥国保病院の運営等、⑦所管事務のうち緊急を要する事項

議会を傍聴しましょう

議会は、町民の暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

ホームページで議事録などを公開しています

中頓別町のホームページ（<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>）で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから[町の概要](#)→[中頓別町議会](#)へ進みご覧ください。議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、Tel 6-2244（議会事務局）へ。

第4回、第5回臨時会招集！ 附属機関設置条例、一般会計補正予算を可決

第4回、第5回臨時会が6月16日、29日に相次いで招集されました。

第4回臨時会では、これまで懇話会などの委員に報酬を支出してきたことが違法であるため、正式な町の附属機関として自治基本条例策定委員会、地域新エネルギービジョン策定委員会の設置条例が提案され可決されました。

第5回臨時会では、平成20年度に創設された「地域生活緊急対策基金」を財源に実施される「地域活性化生活対策費事業」のほか、平成21年度に総額1兆円にも上る国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付され、本町に約1億7千万円が配分されることに伴い実施される諸事業に関する予算を計上した一般会計補正予算が提案され、全会一致で可決されました。

懇話会を正式な諮問機関とする条例を可決
国の景気対策交付金で一般会計予算30億円台に！

第4回臨時会

○議案第1号 中頓別町自治基本条例策定委員会設置条例（新規）

○議案第2号 中頓別町地域新エネルギー重点ビジョン策定委員会設置条例（新規）

執行機関が独自に諮問や調査のための附属機関を置く場合は、条例を定めなければなりません。附属機関の委員（非常勤職員）となつて、はじめて報酬を支出することができません。

これまでのように、重要政策や条例案の諮問などに際し、条例に基づかない懇話会などの委員に報酬を支払うことは違法であるため提案されたものです。

いずれも、自治基本条例、新エネルギービジョン策定のための委員会設置条例であり、目的の遂行とともに役割を終えるため、平成22年3月末日までの時限立法となっております。（公布日から施行）

○議案第3号 平成21年度一般会計補正予算

道北ドクターヘリ施設整備負担金10万7千円、「日本国憲法の改正手続に関する法律」が一部施行されたことに伴い、憲法改正時の国民投票に必要な投票人名簿を作成するための「投票人名簿システム構築業務」委託料として45万4千円を計上するなど、総務費管理費、選挙費にかかる総額56万1千円の追加補正です。

第5回臨時会

○議案第1号 平成21年度一般会計補正予算

昨年度から続く国の景気対策の一環として、次の二つの事業を実施するための補正予算です。これにより一般会計の総額は歳入歳出とも30億円の大台を突破し、30億3千9百66万5千円となりました。

① 平成20年度の国の地域活性化・生活対策事業臨時交付金により創られた「地域生活緊急対策基金」（総額4千万円）を財源に、これまで一般財源で実施を見込んでいた工事や備品購入事業を「地域活性化生活対策事業」に振り替えて行う補正予算です。

② 平成21年度に国から交付される「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」1億7千4万9千円の中から、「地域活性化経済危機対策事業」を行うための補正予算です。

①地域活性化生活対策事業

★工事請負費	
旧小頓別消防番屋解体工事	1,900千円
国保病院設備修繕・更新事業	13,600千円
ピンネシリコテージ外装塗装工事 （4人用）	1,296千円
（6人用）	1,733千円
町民センター下水道切替工事	3,600千円
★備品購入費	
国保病院X線撮影装置更新	14,000千円
教材備品文化琴	820千円
災害対策用圧雪車キャタピラ購入事業	1,203千円

②地域活性化経済危機対策事業

★委託料（設計委託料）	
町道改良舗装事業	2,200千円
耕作道取付道路拡張事業	2,500千円
ピンネシリ道の駅改修事業	1,800千円
★工事請負費	
町道改良舗装事業	15,100千円
★備品購入費	
環境対策車(病院用)導入促進事業	4,900千円



戦没者慰霊祭に若者の参加を

議員だより

～私の思い～

このコーナーでは、それぞれの議員が町づくりや議会活動などについて思いを綴ります。

毎号2名の議員がこのコーナーに登場します。8議員の提言・苦言・呟きにご期待を！

山笑う季節に想う

このコラムを執筆中の6月上旬は、さすがにすっかり雪も解け、山野は萌黄（もえぎ）色に輝く季節を迎えています。

冬のやせ細った山肌は木々の緑で表情を取り戻し、ふくよかな微笑みを浮かべています。

山笑う麓（ふもと）で牛が若草を食み、秋の実りを楽しみに人々が種をまくのどかな光景は、開拓時代から変わらぬ北の町の風物詩でした。

いまから六十余年前、帰らぬ夫や息子を待ちながら、春の種まきをした妻や母がいました。

太平洋戦争などで、この町からも、あまたの戦没者が出た事実が風化しつつあります。

肉親に戦没者を持つ私は遺族会に属していますが、毎年この時期に執り行われる戦没者慰霊祭に必ず参加しています。

中頓別神社の境内にひっそりと建つ忠魂碑には、戦地で没した153名のお名前が刻まれており、手を触れると、故郷と家族に別れを告げ出征した若者たちの無念さが伝わってくるような気がします。

ご遺族も高齢化し、不戦を願い厳しい戦後を生きぬいた語り部たちの数は年々減る一方ですが、戦争を知らない世代が献花する一輪の白菊は、なにより平和を求める強いメッセージとなります。

慰霊祭が、戦没者を追悼するだけでなく、戦争の愚かさや恒久平和を考える若者たちの集いの場となり、遠い惨禍（さんか）の記憶を次世代に引き継ぐ日になることを願っています。

ノーモア・ヒロシマ、ナガサキ。

世界が祈りを捧げる夏の日が近づいてきましたが、歴史に埋もれつつあるわが町の若者たちの墓碑銘に光があたり、追悼と平和の鐘の音が時代を超えて鳴り響くことを祈っています。

（綴人：藤田首健）

しんらんしょうにん

親鸞聖人の教え

現在、北海道新聞で作家の五木寛之さんが浄土真宗の宗祖・親鸞聖人の物語を連載しており、門徒の一人として欠かさず目を通しています。

聖人は、自らを「愚禿」（ぐとく）と名のられました。これは愚（おろ）かな禿頭（はげあたま）の凡夫（ぼんぷ・普通の人）ということです。

聖人がもっとも大切にされた経典の一つに「仏説無量寿経」（ぶつせつむりょうじゅきょう）があります。これは、お釈迦様が無量寿（阿弥陀仏）について説かれたお経という意味です。

この経典をよりどころに「正信偈」（しょうしんげ）と呼ばれる浄土真宗の教えの要点をまとめた念仏詩がつくられました。

その中には、人（凡夫）が生きる上で直面する煩惱（ぼんのう）を、貪欲、怒り、愚痴であるとし、苦しみ迷うことこそ罪悪と記されています。

教科書にも載る『善人おもて往生す、いわんや悪人をや』という歎異抄（たんにしょう）の有名な一節があります。この「悪人」には、極悪非道の人という印象がつきまといますが、とかく邪見（じゃけん・よこしまな考え）で、僞慢（きょうまん・おごり高ぶること）になりがちな私たち自身（凡夫）の姿であると聖人は説きます。

自分の心の中を静かにのぞいてみれば、煩惱だらけであり、日々罪を重ねていることに気づきます。そのことを見抜いて、悪人をも念仏で救おうというのが阿弥陀仏の願いと言うことでしょう。

科学が進み人類の脳は進化しているように見えても、多発する犯罪の根源を問えば、煩惱を制御できない心の弱さが浮き彫りになります。

二千年以上も前に、悟りを開いたお釈迦様の時代から私たちの脳や心は退化しているような気がしてなりません。

（綴人：石神忠信）

※次回は、西原議員、本多議員です！

議会の動き

21年4月

- 16日 宗谷町村議長会定期総会（稚内市）
- 19日 田島よういち・道政報告会
- 25日 中頓別町自衛隊協力会通常総会
- 30日 いきいきふるさと常任委員会
議会運営委員会

5月

- 10日 中頓別町クリーン作戦
- 11日 いきいきふるさと常任委員会
議会運営委員会
- 14日 中頓別町農業共同組合通常総会
天北線代替輸送連絡調整協議会及び幹
線道路稚内音威子府間早期整備促進期
成会総会（浜頓別町）
- 15日 浜頓別町・中頓別町「命をつなぐ街道」
国道275号早期整備促進期成会総会
- 17日 南宗谷消防組合中頓別消防団春季消防
演習
- 18日 支庁制度改革等に係る地域意見交換会
（稚内市）
- 19日 議会運営委員会
- 20日 中頓別町商工会通常総会
- 22日 宗谷管内町村議会議員研修会（豊富町）

6月

- 1日 第2回定例会
議会広報編集特別委員会
- 3日 中頓別町戦没者慰霊祭
議会運営委員会
- 4日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 8日 いきいきふるさと常任委員会
- 16日 第4回臨時会
いきいきふるさと常任委員会
- 17日 地方の元気回復対話交流会（札幌市）
- 21日 名寄駐屯地創立56周年記念行事（名寄市）
- 27日 宗谷管内自由民主党政経セミナー
（稚内市）
- 29日 第5回臨時会
議会広報編集特別委員会



コンサートホールのような豊富中・音楽
室で説明を受ける管内町村議会議員

豊富町で管内町村議会議員研修会

宗谷支庁管内町村議会議員研修会が、5月22日、豊富町で開催され、全議員が参加しました。

はじめに主催者を代表して、宗谷町村議長会・天野重光会長（枝幸町議会議長）が演壇に立ち、「管内議員定数は、枝幸・歌登町の合併などにより、108名から87名になったが、住民の議会に対する期待と果たすべき役割は増している。平成の大合併は区切りがついたが、道州制における基礎自治体のあり方、財政健全化などの問題が山積している。本日の講演を聴き、分権改革への理解を深め今後の議員活動の糧としてほしい」と挨拶。

引き続き、新藤宗幸千葉大学教授が、『能動的な町村議会へ～地方分権改革推進委員会「第2次勧告」を受けて～』と題して講演を行いました。

新藤教授は、これまでの地方分権改革の意義や議会の条例制定能力の向上、通達行政からの脱却の必要性を強調。「国と地方の関係が対等平等になり、法令の解釈は地方自らが決定しなければならない。解釈を霞ヶ関（国）に委ねない姿勢が大切」と訴え、自治体自身が分権推進の気概を持つように求めました。

講演終了後は、系列別教科教室を持つ豊富中学校（平成15年3月竣工）を視察。仕切りのない広い空間と和室や居心地の良い喫茶店のような図書室を備えた校舎に議員から感嘆の声があがりました。

編集後記

開拓百年町制施行六十一年の年を迎え、記念事業の概要や予算が今回の議会に示されました。予算の総額は、1千7百90万円。

シンボルマークの募集や絵本子育て事業、「自然ガイドブック」の発行、芸術鑑賞（札幌交響楽団）、町民植樹事業、町民への記念品等々。また、NHKラジオ体操も。

盛りだくさんの事業の中で、節目の年に町民一人ひとりの心に残るものがあるものがあるかとよいですね。

一つのことを百年続けるということは大変なことです。

新天地を求めて、道なき道をたどり、ここを住処（か）と定め、切り拓いてきた先人たちの労苦（と、口で言うのはやさしいが）は、計り知れないものがあります。

私たちはよく、昔はよかったとか、今の時代は大変だとか言いますが、開拓以来の一世紀は、まさに激動の百年ではなかったでしょうか。しかし、この百年で、世の中は確実に進歩していると思います。

私たちは先人たちの知恵に学び、労苦に感謝するとともに、ここ（中頓別）に住んでよかった、これからも住み続けたい、とみんなが思えるようなあたたかい町になるよう力を合せていかなければなりません。

一人ひとりの顔が見える小さな町のよさを生かすこと、そして歴史の歯車を後戻りさせないことが大切ではないでしょうか。

議会広報編集特別委員会（本）